

「ふるさと長岡への応援寄附金」（ふるさと納税） お礼の品提案募集要領

令和8年10月1日改定

1 目的

ふるさと納税制度を通じて長岡市の魅力を全国に発信し、長岡市を応援してくれる人や交流人口・関係人口の拡大、地場産業の活性化を図るため、長岡市へのふるさと納税寄附者に対して送付するお礼の品の提案募集を行うもの。

2 応募資格

長岡市が掲げるビジョンと行動指針・価値基準（別紙1）を理解し、長岡市とともに市のPRに積極的にかかわっていただける事業者で、以下のいずれにも該当する者

- (1) 長岡市内に事業所（本店・支店を問わない）がある法人、団体及び個人事業者
- (2) 各種法令を遵守した生産・製造・加工・仕入れ、販売又は役務等の提供を行っていること。
- (3) 市民税等の滞納がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していないこと。
- (5) お礼の品の発送は、お礼の品発送等管理委託事業者からの発注に基づき、提案事業者において行うことになるため、発注書の受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税ポータルサイトへのリンクバナーの設置や、お礼の品の発送の際に市のPR販促物を同梱するなど、ふるさと納税の積極的なPRの協力ができること。

3 募集するお礼の品について

- (1) 以下の条件のいずれも満たすこととします。単品だけでなく、各種商品の詰め合わせなどのセット商品や定期発送商品も対象とします。
 - ア 総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第6条）（別紙2）のいずれかに該当するものであること。

※総務省が公開している地場産品基準に係るQ&Aについても参照し、提案する商品が基準に該当していることをあらかじめ確認してください。

※米の提案については、上記以外の要件がありますので、「米に関する提案に係る基準について」（別紙3）を参照してください。
 - イ 長岡市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。
 - ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは事前に用意できる期間、個数を提示の上、取り扱うこととする。
 - エ ヤマト運輸株式会社により、発送可能な商品等であること。
 - オ 商品に関する法令等を遵守していること。食品については産地名を適正に表示していること。

※商品に関する法令等を十分確認し、確実に遵守した上で、提案してください。
 - カ キャラクター等を使用する場合など、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、著作者の許諾を得ていること。
 - キ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
 - ク 公序良俗に反しないものであること。

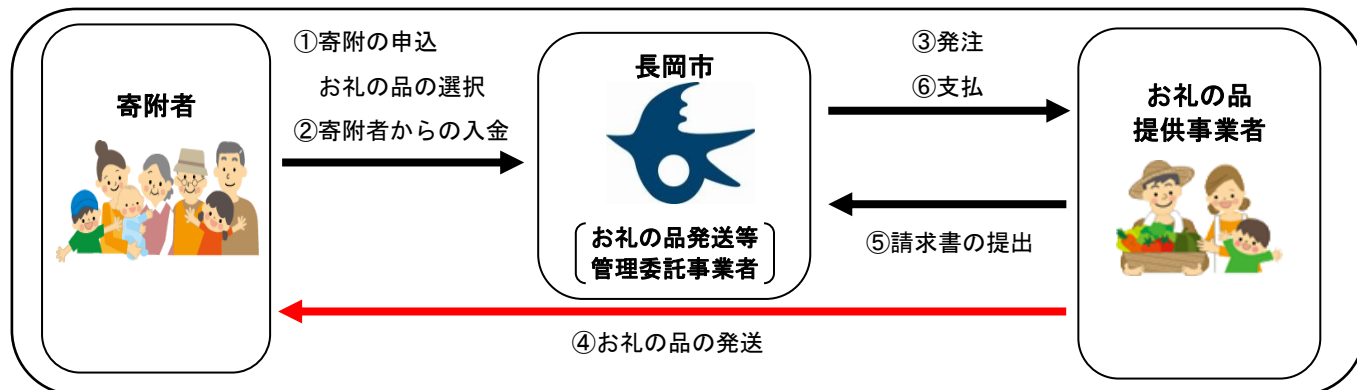
(2) お礼の品の金額について

お礼の品の商品提供価格は、寄附金額に対し3割以内とします。寄附金額は商品提供価格に応じて、長岡市が決定します。

※商品提供価格とは、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格です。

※送料は別途、長岡市が負担します。

4 お礼の品提供の流れ



※お礼の品の発注やお礼の品の代金の支払いは、お礼の品発送等管理委託事業者を介して行います。

5 お礼の品提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトにお礼の品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) お礼の品発送の際に、自社のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (3) ふるさと納税ポータルサイト掲載手数料及び決済手数料、送料は長岡市が全額負担します。

6 提案方法

「ふるさと長岡応援寄附金 お礼の品提案書」をご提出ください。また、初めてお礼の品をご提案いただく場合は、提案者の事業概要、商品が分かる資料（写真、チラシ、パンフレット）を併せてご提出ください。提案内容について、長岡市の判断により、提案の全部又は一部を受理しない場合があります。

※複数のご提案をいただく場合は、お礼の品ごとに提案書を作成してください。

※ホームページ等への掲載用画像を別途データにてご提出ください。

7 募集期間及び提出方法

(1) 募集期間

随時、受付を行います。

※制度改正への対応等により、一時停止する場合があります。

(2) 提出方法

メールによる提出を原則としますが、難しい場合は持参、郵送のいずれかで、お礼の品発送等管理委託事業者へ提出してください。

※「12 申込み・お問い合わせ先」を参照ください。

※法令等を明らかに遵守していない提案書は、受理できません。

8 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

提案内容について、長岡市が総合的に審査し、採否を決定します。

※審査の過程で、各種法令の遵守等に疑義が生じた場合は、関係機関に確認する場合があります。

(2) 結果通知

審査結果は、原則お礼の品発送等管理委託事業者から通知します。また、お礼の品提供事業者となった初回のみ、誓約書の提出が必要です。

採用となったお礼の品の掲載期間及び掲載するふるさと納税ポータルサイトは長岡市が調整します。
※審査からふるさと納税ポータルサイトへの掲載までは、おおよそ1か月を要します。ただし、状況により前後する場合があります。

9 お礼の品掲載の停止

次のいずれかに該当した場合は、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載を予告なく停止します。

- ア お礼の品の採用決定後に、総務省が示すお礼の品等の要件に該当しなくなった場合
- イ 提案書に基づいたお礼の品の供給等が困難と分かっているながら、お礼の品発送等管理委託事業者
に連絡なく、配送が遅延した場合
- ウ その他、停止の必要性があると長岡市が判断した場合

10 登録の取り消し

お礼の品の採用決定後、提案者はお礼の品提供事業者として登録されますが、次のいずれかに該当した場合は、予告なくその登録を取り消すものとします。また、当該事業者が提供しているお礼の品の登録も取り消すものとします。

- ア 虚偽又は不正な手段によりお礼の品提供事業者の登録を受けたとき。
- イ 市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
- ウ 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- エ その他、長岡市がお礼の品提供事業者として適当でない認めるとき。

11 その他留意事項

- (1) お礼の品提供事業者は、個人情報保護法を遵守するとともに、お礼の品の発送にあたり知り得た個人情報、発送以外の目的に利用することはできません。また、発送後の顧客管理はできません。
- (2) お礼の品の品質等に関して、寄附者から問い合わせや苦情等があった場合、お礼の品提供事業者は、お礼の品発送等管理委託事業者と対応を協議し、真摯に対応するとともに解決に努めてください。
なお、当該問い合わせや苦情等への対応及び解決に要する費用については、長岡市は原則として負担しません。
- (3) ご提出いただいた提案書類等は、返却できません。また、提案書の提出に伴う関係諸費用は、各事業者で負担してください。
- (4) お礼の品提供事業者は、提案したお礼の品を変更または取り下げる場合は、事前にお礼の品発送等管理委託事業者へ連絡してください。
- (5) 採用を決定したお礼の品は、長岡市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、市作成のパンフレット等に掲載します。また、広報活動を行うなかで、必要に応じ、長岡市からその他の媒体へ情報提供することがあります。
- (6) お礼の品提供事業者の所在地及びお礼の品等の製造状況・管理体制等について、長岡市が聞き取りや現地調査が必要と判断した場合には、市職員が確認や調査を行います。

12 申込み・お問い合わせ先

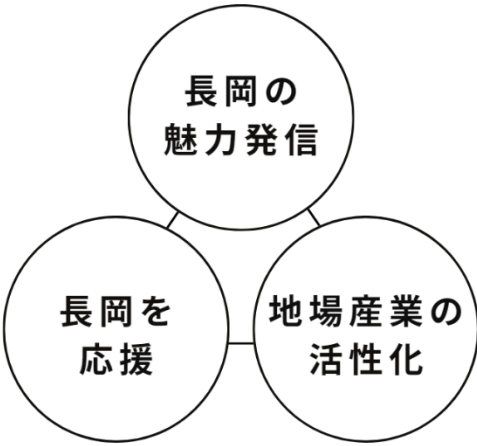
【長岡市ふるさと納税お礼の品発送等管理委託事業者】

えちご中越農業協同組合 営農経済部 直売交流課 担当：結城、杉本

〒940-0861 長岡市川崎町字前田 2722-1

電話：0258-31-8132／FAX：0258-37-3736／E-mail：nagaoka-furusato@ja-chuetsu.or.jp

長岡市がふるさと納税で達成したいもの



ふるさと納税を通じて 長岡の魅力を全国に発信し、
長岡を応援してくれる人や交流人口・関係人口の拡大、
地場産業の活性化につなげる。

達成するための行動指針・価値基準

01

長岡市や地域の
魅力を伝えるPR



ふるさと納税のサイトは、
たくさんの訪問があります。
自慢の商品や取組を全国の人に
知ってもらえるチャンス！

長岡ならではの返礼品を随時募集しています。
積極的に魅力の発信をしましょう。

02

長く応援したくなる
関係づくり



届いた商品や配送の対応に感動
して、リピーターになってくれ
るかもしれません。

心を込めた誠実な対応にご協力ください。

03

目の前の利益より
安全・確実な対応を



寄附が伸びてくると、在庫管理が疎
かになったり、無理な受注が増えて
寄附者に迷惑がかかることも…

長い目で見て 長岡市を好きになってもらう
ために、安全で確実な対応をお願いいたします。

地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条）について

類型	概 要
1 号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること（注）。 イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（口において「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
4 号	返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5 号	地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。 イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
6 号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7 号の 2	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。 イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7 号の 4	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8 号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
8 号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。
8 号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
9 号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

（注）長岡市では採用しないこととします。長岡市内において生産されたものを原材料とするものに限りです。

米に関する提案に係る基準について

米に関する提案については、以下の基準を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定する。

- (1) 自社で生産又は精米された米であること。
- (2) 原料米について農産物検査法による検査を受けていること。
- (3) 精米の品質に関して、「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示を行い、新潟県長岡市産であること。
- (4) 独自ブランドとして商品が確立されており、商品名、パッケージ、栽培履歴、品質などの特徴が他のものと明確に差別化できること。ただし、「新之助」はこの限りではない。
- (5) 精米日から1週間以内に出荷すること。